



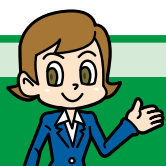
最大
約**55%**
割引

※被保険者数割引
20%、損害率による
割引30%、リスク状
況による割引20%
適用した場合

業務上災害に起因するさまざまなリスクを総合的に補償します

商工会の 業務災害保険

タフビズ業務災害補償保険



新たなリスクに備えた4つの補償

労災認定身体障害追加補償

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。

事業者費用補償

補償対象者が身体障害を被ったことにより、事業者が負担した葬儀等の費用や再発防止のためのコンサルティング費用などを補償します。

メンタルヘルス対策費用補償

政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。

雇用慣行賠償責任補償

補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。

保 険 期 間

平成**29**年**10**月**1**日午後**4**時～平成**30**年**10**月**1**日午後**4**時

加入は毎月受付中!

お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

全国商工会連合会

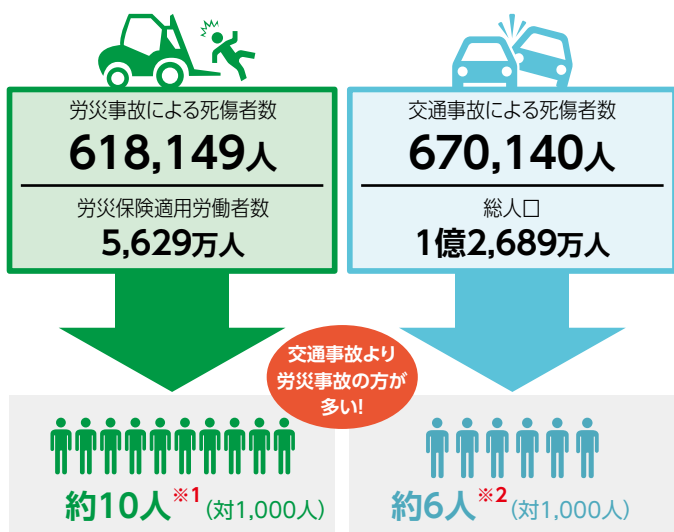
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

求められる労務リスクへの対応

業務に起因するケガや病気の場合、 高額な損害賠償を求められる可能性があります。

労災事故の発生率は 交通事故よりも高い

平成27年 労災事故と交通事故の死傷者発生率



※¹ 厚生労働省「平成27年度労災保険事業の保険給付等支払状況(政府労災新規受給者数)」、総務省「平成27年労働力調査」

※² 警察庁交通局「平成27年中の交通事故の発生状況」、総務省「平成27年人口推計」

損害賠償金の額が 高額化するケースも

労災事故が起こった場合、政府労災から給付金が支払われますが、政府労災給付金だけでは、必ずしも補償が十分でない場合もあり、政府労災に「上乗せ補償」をプラスすることで政府労災の不足分をカバーできます。

例えば35歳男性の場合

年収480万円(うちボーナス年間120万円)
妻、子ども2人の家族を持つ世帯主が死亡した場合の遺族給付の例

死亡による損害額 **約6,615万円**

政府労災からの給付

遺族特別支給金 300万円
葬祭料 61.5万円
遺族補償年金 223万円
遺族特別年金 73.3万円
初年度分合計 **657.8万円**



賠償額が1億円を超えることも...

外食店に勤務していた従業員が就寝中に心室細動を発症、低酸素脳症となり、脳性麻痺等の後遺障害が残った。過重な業務を与え長時間労働を強いた企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、従業員と両親が同社を訴えた。

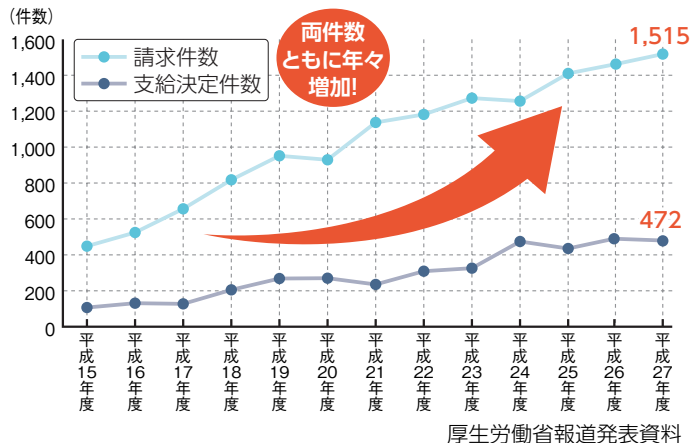


死亡補償保険金、後遺障害補償保険金等での不足額を
使用者賠償責任補償で対応します!(詳細は3ページで)

精神障害(うつ病等)による 労災請求が年々増加

精神障害等労災補償状況

精神障害の労災認定件数は年々増加しています。また、近年労働関係法令の成立・改定で事業者は、より厳格な労務管理を求められています。

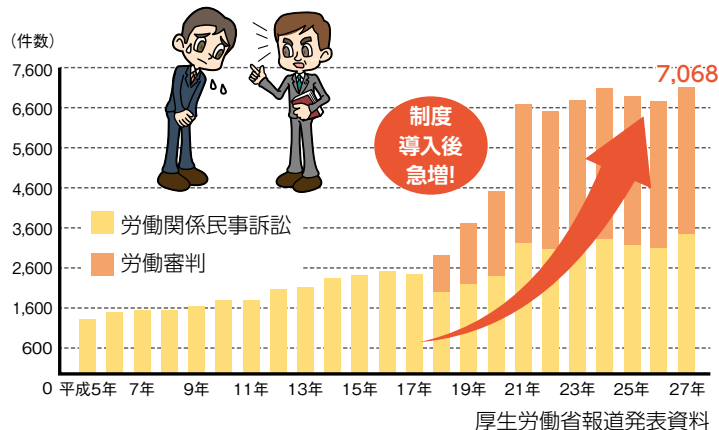


労災認定身体障害追加補償で対応します!(詳細は3ページで)

労働紛争は年々 増加の傾向にあります

労働審判等の紛争解決手段の多様化や雇用問題を取り扱う弁護士の増加などにより、労働紛争は年々増加しています。

都道府県労働局に寄せられる民事上の個別労働紛争相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、そのような職場での不当行為に業務執行性があると認められれば会社が責任を問われることになります。



雇用慣行賠償責任補償で対応します!(詳細は3ページで)

業務災害に起因するリスクに備える 業務災害保険 主な特長

1 ▶ 全国商工会連合会のスケールメリット等で**最大約55%割引**となります! (①・②すべて適用の場合)

① 被保険者数割引20%/損害率による割引30%

$[1-20\% \text{ (被保険者数割引)}] \times [1-30\% \text{ (損害率による割引)}] = 0.56$ ▶ **最大44%割引**となります。

▼ さらに事業者ごとに以下の割引があります。

② リスク状況による割引

引受保険会社所定の告知用質問事項回答書に記載された質問項目にご回答いただくことにより、**最大20%**までの割引を適用します。

$[1-20\% \text{ (被保険者数割引)}] \times [1-30\% \text{ (損害率による割引)}] \times [1-20\% \text{ (リスク状況による割引)}] = 0.45$ ▶ **最大約55%割引**となります。

2 ▶ 使用者賠償責任補償は**役員個人の損害賠償責任も補償**します!

※事業者である記名被保険者のほか次の方も被保険者となります。

① 記名被保険者の役員等 ② 記名被保険者の下請負人(建設業の場合)

3 ▶ 保険金(ケガの補償)は、**政府労災認定とは別**にお支払いします!

※保険金のお支払いは、政府労災認定とは連動しないため、政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

4 ▶ 政府労災で認定された**精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺など**を補償対象とします!

※労災認定身体障害追加補償でお支払いします。

5 ▶ **パワハラ、セクハラ、不当解雇、差別的行為**による事業者、役員・使用人の法律上の賠償責任を補償します!

※ワイドプランまたはフリープランの特約にて補償されます。

6 ▶ 派遣、委託作業者はもちろん、**下請負人も補償**します!

※貨物自動車運送業の傭車運転者は1次下請(1次委託)人に限ります。建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

7 ▶ 建設業の場合、**「経営事項審査制度」での加点評価の対象**とすることができます!

(※本プランは国土交通省の告示に規定されている法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計していますが、審査時の加点を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。)

8 ▶ 業務中の**地震・噴火、これらによる津波等の天災によるケガ等**も補償します!

※フリープランの特約にて補償されます。

9 ▶ **「売上高方式」と「人数方式」**の2パターンの契約方式により、貴社の雇用形態に合わせた合理的な保険料算出が可能です!

① 売上高方式 ▶ 売上高から保険料を算出します。

② 人数方式 ▶ 補償対象者数から保険料を算出します。実際の勤務時間、勤務日数から保険料算出の基礎となる補償対象者数を算出することもできます。

業務上災害への補償

補償の対象となる業務従事者の業務に起因するケガや病気により

基本の補償

業務上災害に加えてハラスメント等の不当行為に起因する賠償事故も補償できるワイドプランをおすすめしています。

	死亡補償保険金 例 高所作業中に誤って転落した作業員が死亡した。	事故日から180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。
	後遺障害補償保険金 例 工場で作業中、機械に巻き込まれて指を切断した。	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。
	入院補償保険金 例 貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。
	手術補償保険金 例 調理中に大やけどを負った従業員の手術が必要となった。	事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
	通院補償保険金 (実通院のみ) 例 従業員が作業中に転倒し靱帯を損傷、通院した。	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。
	労災認定身体障害追加補償※1 例 長時間労働により急性脳症を発症。労災認定され、入院・手術にかかった費用を負担した。	政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。
	使用者賠償責任補償 例 従業員が業務中に死亡、遺族から管理責任を問われた。	業務中の補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。
	事業者費用補償※2 例 従業員の退職に伴うトラブルにより賠償金を支払った。再発防止のため就業規則の見直しを行った。	補償対象者が身体障害を被ったことにより、事業者が負担した葬儀等の費用や再発防止のためのコンサルティング費用などを補償します。
	メンタルヘルス対策費用※1 例 うつ病で休業していた従業員の職場復帰を支援するためのコンサルティング費用を支払った。	政府労災で認定された精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。
	雇用慣行賠償責任補償 例 職場での立場を利用した嫌がらせにより退職せざるを得なくなったとして、会社の管理責任を問われた。	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して事業者が負担する賠償損害を補償します。

オススメ	
ワイド プラン	ベーシック プラン
 (ワイド用)	 (ベーシック用)

	医療費用補償保険金 ● 治療のため医師の指示により精密検査を行い、医療器具を購入した。	医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を補償します。
	入院時一時補償保険金 ● ケガのため入院することになり、必要なものを購入した。	2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。※3
	長期療養補償保険金 ● 長期入院で、家族の見舞いのための交通費などの出費がかさんだ。	入院日数が60日または120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。※3
	退院時一時補償保険金 ● 退院時に車いすを使用しており、帰宅やその後の通院にタクシーを利用するなどの出費がかさんだ。	15日以上入院した後に退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。※3
	休業補償保険金 ● 長期間の入院により有給休暇を消化、一家の収入が減少した。	身体障害により、事故日から180日以内に就業不能となった場合に、補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。



—— フリープランにセットできる主な特約 ——

天災危険補償特約
通院補償金支払に関する特約
使用者賠償責任限定補償(死亡のみ)特約
使用者賠償責任限定補償(死亡・後遺障害第1～7級)特約

(注) フリープランには、使用者賠償責任補償(特約)が自動セットされています。

※1 政府労災の認定を受けたものに限りです。

※2 ベーシックプランとワイドプランで補償範囲が異なります。ベーシックプランでは費用保険金をお支払いする事故は死亡補償保険金・後遺障害補償保険金をお支払いする場合に限定されます。また、ワイドプランでは補償対象者の身体障害や雇用慣行賠償責任補償特約に基づく補償を行った場合にも事業者の負担した各種費用をお支払いします。

※3 入院補償保険金をお支払いする場合に限りです。

3つのサービスでサポート

経営者、人事労務担当者を3つのサービスでサポートします。

人事労務担当者向けサービス

ご利用時間：平日10時～17時（土日祝日、12/25～1/5を除きます）

労災で増加傾向のメンタルヘルス問題の解決に向け、支援します

メンタルヘルスサポート



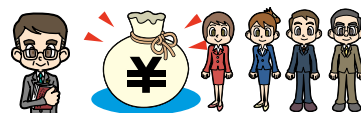
メンタルヘルス職場サポート	メンタルヘルス休職・復職サポート	メンタルヘルス労働安全衛生情報提供サービス
メンタルヘルス不調に関する職場へのサポートやその職場の環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。	従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。	お客さまのご希望により、安全衛生委員会等が必要なメンタル関連情報を四半期毎に配信します。
▶ 人事労務担当者（経営者）のメンタルヘルスに関するご相談に電話でアドバイス		

経営者向けサービス

ご利用時間：平日13時～17時（土日祝日、12/25～1/5を除きます）

法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に対応します

経営セカンドオピニオン



法律のご相談	税務のご相談	人事労務のご相談
取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします（予約制）。	会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします（予約制）。	雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします（予約制）。
▶ 経営に関するご相談に、頼りになる弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイス		

- メンタルヘルスサポートをご利用いただける方は保険契約者および被保険者です。
- 経営セカンドオピニオンをご利用いただける方は保険契約者および被保険者です。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。
- サービスは日本国内のご相談が対象となります。
- 経営セカンドオピニオンのご利用は、メニュー（項目）ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります（予約制）。

- 保険金請求にかかわる事故、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

ストレスチェックサポート

「ストレスチェックサポート」のご案内

ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）」を実施するためのWeb環境（受検～結果出力）を無償でご提供するサービスです。

サービスの特長

1

厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に準拠しています。

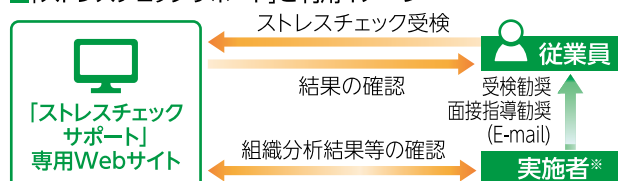
2

会社のPC以外に、自宅や出向先のPCやスマートフォン等でも利用可能です。

3

ストレスチェック未実施者への実施勧奨メールを送信する機能など、実施者（医師・保健師等）向けの管理機能が充実しています。

■「ストレスチェックサポート」ご利用イメージ



※実施者とは、労働安全衛生法で規定される「医師・保健師その他厚生労働省令で定められた実際にストレスチェックを実施する方」をいいます。

「ストレスチェックサポート」をご利用いただくための事前準備について

労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、お客さま（企業）側で以下の体制整備が必要となります。

ストレスチェック実施前の衛生委員会等での調査審議や方針表明、従業員への周知

ストレスチェックの実施者（医師、保健師等）、実施事務従事者、実務担当者の選定

面接指導を行う医師の選定

【ご注意】

- 「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。
- 「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
- 社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。
- 「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

■サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

■サービスは当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

保険金額・保険料例

ご契約プラン・保険料例

		ワイドプラン例	ベーシックプラン例	
補償項目	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額 (1名につき)	1,000万円	1,000万円	
	入院補償保険金支払限度日額 (1名につき)	5,000円	5,000円	
	手術補償保険金支払限度額 (1名につき)	入院中:入院保険金日額×10倍 入院中以外:入院保険金日額×5倍		
	通院補償保険金支払限度日額 (1名につき)	3,000円	3,000円	
	労災認定身体障害追加補償	セットあり	セットあり	
	使用者賠償責任補償支払限度額 (1名・1災害につき)	1億円	1億円	
	事業者費用補償支払限度額 (1名につき)	100万円	100万円	
	メンタルヘルス対策費用	セットあり	—	
	雇用慣行賠償責任補償支払限度額 (1請求・保険期間中につき)	1,000万円	—	
売上高方式の場合	建設業 (建築事業) 保険料例 (月額)	年間売上高5千万円	6,350円	5,520円
		年間売上高1億円	10,980円	9,560円
		年間売上高3億円	23,790円	20,710円
		年間売上高5億円	35,730円	30,940円
	運送業 (貨物取扱 事業) 保険料例 (月額)	年間売上高5千万円	9,450円	8,170円
		年間売上高1億円	17,250円	14,930円
		年間売上高3億円	40,330円	34,700円
		年間売上高5億円	63,930円	55,280円
	製造業 (金属製品 製造) 保険料例 (月額)	年間売上高5千万円	8,650円	7,720円
		年間売上高1億円	15,250円	13,610円
		年間売上高3億円	33,200円	29,640円
		年間売上高5億円	48,820円	43,380円

*上記保険料は「被保険者数割引20%」「損害率による割引30%」「リスク状況による割引20%」を適用しています。

*上記補償内容は役員、従業員(パート・アルバイトを含みます)、その下請負人および派遣、委託作業等が対象となります。

*「通院補償保険金」の通院日数には、ギプス等(ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの)を常時装着していた日数は含みません(補償には「通院補償金支払に関する特約」のセットが必要です)。

※保険料は取扱代理店・扱者にて算出いたします。詳しくは取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 保険金お支払い例

ワイドプランでご契約の場合

業務作業中に誤って足場から転落し、右足を複雑骨折。31日間入院し、その後15日間通院*したが、膝関節に機能障害が残ってしまった。

*上記通院日数には、ギプス等の装着日数は含みません。



お支払保険金の内訳

● 後遺障害保険金 (後遺傷害等級第12級)	1,000万円×10% =	100万円
● 入院保険金	5,000円×31日 =	15.5万円
● 通院保険金	3,000円×15日 =	4.5万円

合計 **120万円**

ご加入にあたって

■ ご加入対象者(記名被保険者)

この保険は、商工会会員で政府労災保険に加入している事業者で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

	2017年10月始期	2017年11月以降始期
申込締切日	平成29年9月30日	加入始期月前月末日
保険期間 (ご契約期間)	平成29年10月1日午後4時～ 平成30年10月1日午後4時	加入始期月1日午後4時～ 翌年同月1日午後4時
(第1回目) 保険料引去日	平成29年11月27日(注1)(注2)	加入始期月の 翌月27日(注1)(注2)

(注1)金融機関休業日の場合は翌営業日

(注2)保険料のほかに加算申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

■ 保険契約者

この保険契約は、全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会会員で政府労災保険に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

■ 補償対象者

被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は右記の契約方式の表のI～IVのとおりとなります。ただし、被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。

✕	例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。		
	シルバー人材センター の会員・登録者	愛好会・クラブ等 の会員	労働組合 の組合員 など

■ 補償保険金

補償保険金※にてお支払いする保険金は、ご契約いただく支払限度額(補償額)にかかわらず以下のいずれかが限度となります。

- ①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合
記名被保険者がその規定等に基づき補償対象者または法定相続人に支給すべき金額。
 - ②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合
記名被保険者が補償対象者または法定相続人に支給するものとして保険証券に記載された金額。
- ※補償内容の詳細(重要事項のご説明) お支払いする保険金および費用保険金のご説明①基本構成の補償内容、④保険金の種類を追加する主な特約 ①被保険者が支出する補償金に関する特約に記載された各特約にてお支払いする保険金をいいます。

■ 契約方式

下記5パターン契約方式があります。

売上高方式

人数方式

在籍者数方式 労働日数方式 労働時間方式 最大稼働人数方式

売上高方式

下表の区分I～IVすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引受けすることはできません)。

人数方式

下表の区分I～IVの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます(区分I～IVの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。ただし、区分IIの従業員の方は全員を対象にする必要があります(この場合でもパート・アルバイトの方については除外することができます)。

補償対象者区分	内 容
I 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
II 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
III 下請負人等	〈記名被保険者が建設業者の場合〉 下請負人※1およびその役員等および従業員 〈記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合〉 備車運転手※2およびその役員等および従業員
IV 派遣、委託作者等	I～III以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接事業を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

※1 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

※2 備車運転手は1次下請(1次委託)人に限ります。

■ ご注意いただきたい事項

募集の結果、団体契約の要件※を満たせなかった場合は、一般契約としての再締結が翌月始期契約となる場合があります。

ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

※加入者数が2事業者以上であることが要件となります。本プランにおいては、各月の1日時点でその月の加入者数が2事業者以上であることが要件となります。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ業務災害
補償保険なら
30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実に活用されます。

当社が協賛しているベルマーク運動は、東日本大震災で被災した学校に、教材や教育設備品の援助を行っています。



- このパンフレットは「業務災害保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
- タフビズ業務災害補償保険の「保険証券・普通保険約款・特約集」は保険契約者(全国商工会連合会)に交付されます。
- 「業務災害保険」の正式名称はタフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)です。

商工会名

(引受保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(取扱代理店・扱者)

● ご相談・お申込先